

新潟県の最低賃金が改正されました

新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用されます。

この機会に、最低賃金額を確認しましょう。

最低賃金	時間額	効力発生日
新潟県最低賃金 (新潟県で働くすべての労働者に適用されます)	831円	令和2年10月1日
新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	910円	令和2年12月30日
新潟県各種商品小売業最低賃金	引き続き 842円	令和元年12月31日
新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金	920円	令和2年12月19日

(※) 案内チラシは[コチラ](#)

また、最低賃金引き上げに向けた業務改善助成金や働き方改革推進支援センターの無料相談制度も設けられておりますので、ご相談ください。

○業務改善助成金に関するご相談

⇒ 新潟労働局 雇用環境・均等室 Tel. 025-288-3528

○働き方改革推進支援センターの無料相談に関するお問合せ

⇒ 新潟働き方改革推進支援センター Tel. 0120-009-229 または 025-256-8701

○最低賃金に関するお問合せ

⇒ 新潟労働局労働基準部賃金室 Tel. 025-288-3504

[各労働基準監督署](#)